

農業災害補償制度の見直し

現行	見直し内容	現行	見直し内容
<p>農作物共済の当然加入制の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> 米・麦は共済への加入が義務づけ <p>引受方式等の取扱い</p> <p>① 引受方式</p> <ul style="list-style-type: none"> 一筆方式 被害ほ場の全筆を農業者が現地調査等を行って損害評価する方式 果樹の特定危険方式、園芸施設の短期加入 災害の種類や期間を選択して加入する方式 <p>② 補償割合</p> <ul style="list-style-type: none"> 畑作物、果樹は1種類のみ 	<ul style="list-style-type: none"> 食糧管理法の廃止など制度自体の前提の変化、収入保険やナラシ等が全て任意加入制であることを踏まえ、任意加入制に移行 将来に向けて継続が困難であることから、平成33年産まで（大災害等の場合は1年又は2年延長）で廃止 農作物共済の他の引受方式に一筆半損特例(※)を導入し、ほ場ごとの深い被害を補償 ※ 収穫量が50%以上減少したほ場がある場合は、坪刈り等を要さず50%減収と評価して支払い 統計データを用いて共済金を支払う方式（地域インデックス方式）を創設 リスクの予見は困難であり、補償の総合化を図るため、廃止（果樹の特定危険方式は平成33年産までで廃止） 複数の選択肢を設ける（現行の補償割合を上限に3刻み） 	<p>家畜共済の取扱い</p> <ol style="list-style-type: none"> 死廃共済と病傷共済のセット加入 期首の資産価値で補償する方式 と畜場で発見される牛白血病 農業者出荷は共済金の対象。家畜商経由は対象外 初診料は自己負担、それ以外の診療費は共済金で補償 家畜の導入から2週間以内の事故は共済金の請求が不可 家畜の異動の都度、農業者が申告する仕組み 共済事故1件ごとに再保険金を支払う仕組み <p>掛金の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> 掛金率は、多くの組合で、農業者一律に設定 無事戻し 組合ごとの判断で掛金を払戻し。国への払戻しはなし <p>農業共済団体のあり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> 死廃共済と病傷共済に分離し、選択可とする 日々価値が増加する肥育牛等は事故発生時の資産価値で補償 家畜商経由の場合も共済金の対象 平成32年1月から、診療費全体（初診料を含む）の1割を自己負担（現行の自己負担総額と同水準） 請求できる事例（外傷等）を周知 共済加入者間で取引された家畜は請求可とする 期首に年間の飼養計画を申告し、期末に掛金を調整する方法に簡素化 年間の共済金支払が一定水準を超えた場合に支払う方式に変更 危険段階別の掛金率を全ての組合で導入 平成33年度までで廃止（なお、移行期間中に無事戻しを行う場合は、国へも払戻し） <small>※福岡県においては平成32年度より廃止</small> 組織の効率化やガバナンスの強化を図るため、組合の合併規定の整備、国による検査の実施、収入保険事業を行う場合の秘密保持義務等を措置